

2026年4月9日

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 磯田 達伸 様

新潟県保険医会
会長 井上 正則

後期高齢者医療制度の資格確認書について、2026年8月以降も 申請なしに全加入者に交付することを求める要望書

日頃より地域住民のためにご尽力いただいていることに心より敬意を表します。

当会は、保険医療の拡充、県民の健康向上のための活動に取り組む新潟県内の医科・歯科保険医 1,050名の会員で構成する団体です。

政府は、2026年8月以降、後期高齢者に対する資格確認書の申請なしでの全員交付を見直し、75歳から84歳については、利用実績があれば申請なしの自動交付は行わないとしています。

しかし、当会が会員医療機関に行った調査では、高齢者に関するマイナ保険証のトラブル事例が多数報告されています。マイナ保険証を利用している高齢者でも、負担や困難を感じながら、無理をして利用している実態もうかがえます。また、トラブルに見舞われ、資格確認ができなかった場合の資格確認手段としても、資格確認書が使われています。一方、医療機関の受付ではマイナ保険証の利用に困難を抱える患者さんへのサポートの負担が増え、人手不足や受付の混雑を引き起こしています。

この状態で、利用実績があるからといって、後期高齢者への資格確認書の全員交付をやめてしまえば、患者さんも、医療機関も、さらに負担が増し、混乱することは目に見えています。

すべての患者さんが安心して受診できるように、少なくとも後期高齢者への資格確認書の全員交付は継続すべきと考えます。

つきましては、以下の事項を要望いたします。

記

- 一 資格確認書について、2026年8月以降も、申請なしに全加入者に交付してください
- 一 国に対し、当面、全国一律で資格確認書を申請なしに全加入者に交付すること、及び従来の健康保険証の復活を求める意見を提出してください

以上